

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

安心のゴールキーパーでありたい。

2010年10月1日以降始期契約用

傷害保険金のみ補償特約付
傷害疾病保険

GK

ケガの保険



ケガにそなえる。

わかりやすく、確かな補償で

頼りになる傷害保険です。

いろいろなリスクにそなえて、

プランや補償を選べます。



三井住友海上は
サッカー日本代表を応援しています！

「GK ケガの保険」は

「わかりやすさ」と

「お客さまにとって必要な補償」を考え、 補償内容を厳選した傷害保険です。

GK ケガの保険



基本補償で、ご家庭での事故はもちろん、仕事中やスポーツ、レジャー中のさまざまな事故によるケガを幅広く補償！

交通事故によるケガ



歩いていて後ろからきた自動車にはねられた。

家庭内の事故によるケガ



料理中にヤケドをした。

スポーツやレジャーの事故によるケガ



スキーで足を骨折した。



さらに、豊富なオプションの補償で、どなたにもぴったりのプランができます。



日常生活賠償
(示談交渉サービスつき!)



身の回り品(携行品)損害
(新価で補償!)

など…



このパンフレットの使い方

パンフレットの上部にナビゲーションを表示していますので、読み進む目安にご利用ください。



P21の用語のご説明を参照しながらご覧いただくと、補償内容等をわかりやすくご理解いただけます。



「GK ケガの保険」では、 個人向け、ご家族向け、女性向け、お子さま向けの 4つのおすすめプランをご用意しました。

個人向けプラン

補償の対象者(被保険者)の日常生活におけるさまざまなケガのリスクへの備えをお考えの方におすすめします。



ケガへの備えを万全に。
オプション特約で補償充実。
→ P5

ご家族向けプラン

ご家族の補償をお考えの方に おすすめします。日常生活におけるさまざまなケガを補償します。



ご家族みなさまの日常生活での
さまざまなリスクを補償。
→ P7

女性向けプラン

補償の対象者(被保険者)が、女性の場合におすすめします。ケガについては、お顔のケガを手厚く補償します。



お顔のケガを手厚く補償。
選べるオプションで補償充実。
→ P9

お子さま向けプラン

補償の対象者(被保険者)が、お子さまの場合におすすめします。日常生活におけるさまざまなケガや、扶養者に万一のことがあった場合の育英費用を補償します。



お子さまのケガや扶養者が
万一の場合の育英費用を補償。
→ P11

このパンフレットの内容

ご契約の際に お選びください。

P1~12

お客さまの家族構成や
ニーズに合ったプランを
お選びください。



ご契約の際に 知っておいて いただきたいこと

P13~22



P22 万一の事故のときのお手続きについて
裏表紙 ご契約が満期を迎えるとき
付帯サービスのご案内

chapter

1

P1 GK ケガの保険の特長

chapter

2

P3 4つのプランをご覧ください

chapter

3-1

P5 個人向けプランの補償内容

chapter

3-2

P7 ご家族向けプランの補償内容

chapter

3-3

P9 女性向けプランの補償内容

chapter

3-4

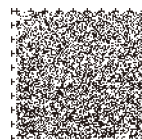
P11 お子さま向けプランの補償内容

P13 GK ケガの保険のあらまし

P20 特にご注意いただきたいこと

P21 用語のご説明・Q&A

このパンフレットは、高齢者や視覚障害者に向けて開発された「SPコード」を採用しています。「SPコード」を専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



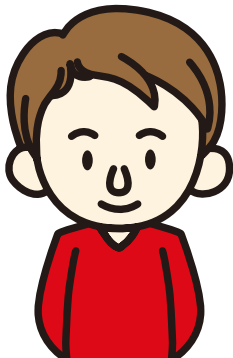
chapter 2 GK ケガの保険の4つのプラン

GK ケガの保険では、お客さまに合わせた4つのプランをご用意しました。

個人向けプラン

→ P5

さまざまなケガの補償をお考えの方に



基本補償

ケガの補償

※交通事故等によるケガの補償のみに限定したタイプもご用意しております。

オプションの補償

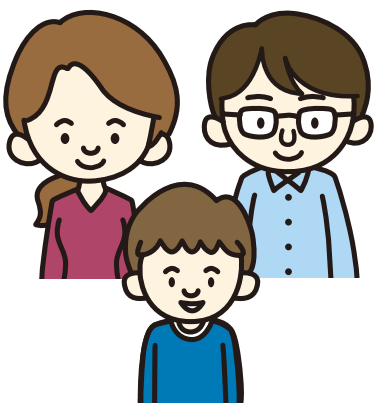
- 天災危険補償特約
- 日常生活賠償特約
- 携行品特約
- 救援者費用等補償特約
- 受託品賠償責任補償特約
- ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約 (B)

ケガの補償(基本補償)に、オプションを追加できます。オプションには、他人の物を壊したり、他人にケガをさせてしまったときの補償(日常生活賠償特約)、身の回り品の補償(携行品特約)、行方不明時などの救援者費用(救援者費用等補償特約)、他人から預かった物に対する補償(受託品賠償責任補償特約)、ホールインワン時の祝賀会費用(ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約(B))などをご用意しました。

ご家族向けプラン

→ P7

ご家族みなさまの、ケガの補償をお考えの方に



基本補償

ケガの補償

※交通事故等によるケガの補償のみに限定したタイプもご用意しております。

オプションの補償

- 天災危険補償特約
- 日常生活賠償特約
- 携行品特約
- 救援者費用等補償特約
- 受託品賠償責任補償特約
- ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約 (B)

補償範囲をご家族にまで広げたくご契約です。ひとりひとりご契約されるより、リーズナブルに、ケガの補償に備えていただけます。ご家族のケガの補償(基本補償)にオプションを追加できます。オプションの内容は、個人向けプランと同じです。

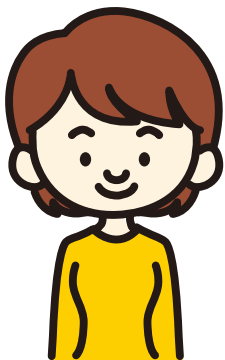
それぞれの基本補償とオプションの補償を組み合わせ、 ご自身のニーズに合ったプランをお選びください。

※ 各プランとも基本補償のみのご契約ができます。オプションのみでのご契約はできません。

女性向けプラン

→ P9

毎日を
アクティブに
過ごしたい貴女に



基本補償

ケガの補償+顔面傷害2倍支払

オプションの補償

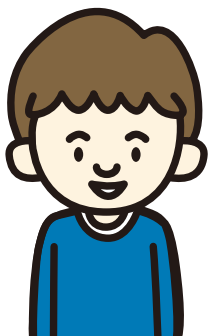
- 交通事故危険増額支払(倍数方式)特約
- 天災危険補償特約
- 第三者の加害行為による保険金2倍支払特約
- 日常生活賠償特約
- 携行品特約
- 救援者費用等補償特約
- 受託品賠償責任補償特約
- ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約(B)
- ホームヘルパー費用補償特約

基本補償は、個人向けプランと同様のケガの補償に加え、顔面・頭部または頸(けい)部のケガで、外科手術または歯科手術を受けられた場合、傷害入院保険金および傷害通院保険金は2倍の額をお支払いします。追加できるオプションには、第三者からの被害補償(第三者の加害行為による保険金2倍支払特約)、身の回り品の補償(携行品特約)、ケガで入院した際のホームヘルパー雇入れ費用(ホームヘルパー費用補償特約)などをご用意しました。

お子さま向けプラン

→ P11

活発なお子さまの
ケガを
心配される方に



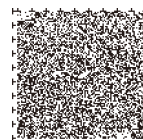
基本補償

ケガの補償+育英費用

オプションの補償

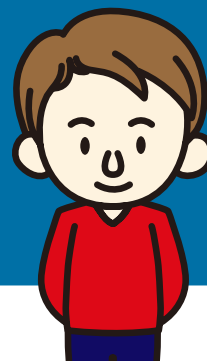
- 交通事故危険増額支払(倍数方式)特約
- 天災危険補償特約
- 日常生活賠償特約
- 携行品特約
- 救援者費用等補償特約
- 受託品賠償責任補償特約

基本補償は、お子さまのケガの補償と、扶養者に万一のことがあったときの育英費用となります。追加できるオプションには、他人の物を壊したり、他人にケガをさせてしまったときの補償(日常生活賠償特約)、身の回り品の補償(携行品特約)、行方不明時などの救援者費用(救援者費用等補償特約)、他人から預かった物に対する補償(受託品賠償責任補償特約)などをご用意しました。



chapter 3-1 個人向けプラン

ケガへの備えを万全に。 選べるオプションで補償充実。



基本補償

ご家庭や職場、通勤中やレジャー中の事故でケガをして…



死亡されたとき→傷害死亡保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に被保険者の方が死亡された場合を補償します。



後遺障害が残ったとき→傷害後遺障害保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に被保険者の方に後遺障害が生じた場合を補償します。



入院されたとき→傷害入院保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため継続して2日以上病院・診療所に入院された場合を補償します。



手術を受けたとき→傷害手術保険金

入院保険金をお支払いする場合で、事故の発生日からその日を含めて180日以内にその治療のために所定の手術を受けられた場合を補償します。



通院されたとき→傷害通院保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に通院された場合を補償します。

交通事故等によるケガの補償に限定した【交通事故危険のみ補償タイプ】(交通事故危険のみ補償特約付)もご用意しました。

※P15「交通事故危険のみ補償特約」の説明をご覧ください。

オプションの補償

自由にお選びいただけます。



天災危険補償特約

地震、噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金・傷害入院保険金・傷害手術保険金・傷害通院保険金をお支払いします。

*【交通事故危険のみ補償タイプ】には追加できません。



携行品特約 (新価保険特約(携行品特約用)付)

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品*に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

*携行品とは被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。



受託品賠償責任補償特約

他人から預かった財物を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、破損・紛失・盗難が生じ、法律上の損害賠償責任を負われた場合の損害賠償金をお支払いします。

*受託品とは被保険者が日本国内において、他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財物をいいます。



日常生活賠償特約 (示談交渉サービス付*)

日本国内において他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりした場合で、法律上の損害賠償責任を負われた場合の損害賠償金や訴訟費用等をお支払いします。

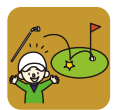
*示談交渉サービスについては、P22をご参照ください。

(注)補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでお選びください。



救援者費用等補償特約

航空機・船舶が遭難・行方不明の場合や、旅行中のケガにより死亡または続けて14日以上入院した場合に、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族が負担した遭難救助費用、移送費用、交通費、宿泊料等をお支払いします。



ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(B)

日本国内において同伴競技者や第三者が目撃したホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。

(注)補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでお選びください。

ご注意 ●P14~19の「保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合」を必ずご覧ください。

● **日本国内のみ** が表示されているオプションの補償については、日本国外における事故等は補償の対象となりません。

保険金お支払例



基本補償

傷害死亡・後遺障害保険金額…… **3,000万円**
 傷害入院保険金日額…………… **10,000円**
 傷害通院保険金日額…………… **5,000円**

オプションの補償

携行品保険金額…………… **10万円**
 をご契約の場合

車にはなられ、足を骨折。倒れた際に、自分のカメラを破損した。

●足の骨折で入院10日・通院25日。カメラの修理代金70,000円の場合

傷害入院保険金 …… **10,000円×10日** = **100,000円**

傷害通院保険金 …… **5,000円×25日** = **125,000円**

携行品保険金 …… **70,000円-免責金額3,000円** = **67,000円**

合計 **292,000円**
 のお支払い

(注)携行品保険金をお支払いした場合、その損害賠償請求権等の債権は当社に移転します。

保険料

- 保険料は被保険者のご職業(職種級別)によって異なります。詳細はP13「1.(2)被保険者としてご加入いただける方」をご覧ください。
- 下記以外でのご契約もできます。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

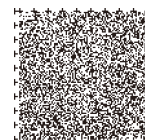
傷害死亡・後遺障害保険金額		3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円	
傷害入院保険金日額		10,000円	6,000円	4,000円	2,000円	
傷害通院保険金日額		5,000円	3,000円	2,000円	1,000円	
職種級別A	基本補償	一時払保険料	56,250円	36,010円	20,240円	10,120円
		月払保険料(口座振替のみ)	4,930円	3,150円	1,770円	880円
	基本補償 + 天災危険補償特約付	一時払保険料	63,450円	40,730円	22,720円	11,360円
		月払保険料(口座振替のみ)	5,570円	3,560円	1,990円	990円
基本補償 + 交通事故危険のみ補償タイプ	一時払保険料	24,850円	15,990円	8,860円	4,430円	
	月払保険料(口座振替のみ)	2,180円	1,410円	770円	390円	
職種級別B	基本補償	一時払保険料	76,150円	48,750円	27,400円	13,700円
		月払保険料(口座振替のみ)	6,670円	4,270円	2,400円	1,200円
	基本補償 + 天災危険補償特約付	一時払保険料	83,350円	53,470円	29,880円	14,940円
		月払保険料(口座振替のみ)	7,310円	4,680円	2,620円	1,310円
基本補償 + 交通事故危険のみ補償タイプ	一時払保険料	24,850円	15,990円	8,860円	4,430円	
	月払保険料(口座振替のみ)	2,180円	1,410円	770円	390円	

	日常生活 賠償	携行品 (免責金額 1事故につき:3,000円)	救援者費用等	受託品賠償責任 (免責金額 1事故につき:5,000円)	ホールインワン・ アルバイトロス費用
保険金額	1億円	10万円	300万円	10万円	30万円
一時払保険料	920円	1,090円	190円	1,470円	3,840円
月払保険料(口座振替のみ)	80円	100円	20円	130円	340円



ご注意

- 被保険者のご年齢によりお引き受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
 - 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」*と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
 - ①始期日時時点で被保険者が満15才未満の場合
 - ②保険契約者と被保険者(満15才以上)が異なる場合で、その被保険者の同意(署名)が当社所定の書面にないとき
 - 「同種の危険を補償する他の保険契約等」*がある場合は、保険申込書の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。
- *「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等がいい、いずれも積立保険を含みます。



chapter 3-2 ご家族向けプラン

ご家族みなさまの日常生活での
さまざまなリスクをカバー。

基本補償

ご家庭や職場、通勤中やレジャー中の事故でケガをして…

**死亡されたとき→傷害死亡保険金**

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に被保険者の方が死亡された場合を補償します。

**入院されたとき→傷害入院保険金**

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため継続して2日以上病院・診療所に入院された場合を補償します。

**通院されたとき→傷害通院保険金**

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に通院された場合を補償します。

**後遺障害が残ったとき→傷害後遺障害保険金**

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に被保険者の方に後遺障害が生じた場合を補償します。

**手術を受けたとき→傷害手術保険金**

入院保険金をお支払いする場合で、事故の発生日からその日を含めて180日以内にその治療のために所定の手術を受けられた場合を補償します。

交通事故等によるケガの補償に限定した
【交通事故危険のみ補償タイプ】(交通事故
危険のみ補償特約付)もご用意しました。

※P15「交通事故危険のみ補償特約」の説明をご覧ください。

オプションの補償

自由にお選びいただけます。

**天災危険補償特約**

地震、噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金・傷害入院保険金・傷害手術保険金・傷害通院保険金をお支払いします。
*【交通事故危険のみ補償タイプ】には追加できません。

**携行品特約 (新価保険特約(携行品特約用)付)**

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品*に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
*携行品とは被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。

**受託品賠償責任補償特約**

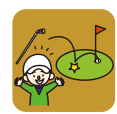
他人から預かった財物を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊・紛失・盗難が生じ、法律上の損害賠償責任を負われた場合の損害賠償金をお支払いします。
*受託品とは被保険者が日本国内において、他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財物をいいます。

**日常生活賠償特約 (示談交渉サービス付*)**

日本国内において他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりした場合で、法律上の損害賠償責任を負われた場合の損害賠償金や訴訟費用等をお支払いします。
*示談交渉サービスについては、P22をご参照ください。
(注)補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえで選びください。

**救援者費用等補償特約**

航空機・船舶が遭難・行方不明の場合や、旅行中のケガにより死亡または続けて14日以上入院した場合に、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族が負担した遭難救助費用、移送費用、交通費、宿泊料等をお支払いします。

**ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(B)**

日本国内において同伴競技者や第三者が目撃したホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。
(注)補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえで選びください。

ご注意 ●P14～19の「保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合」を必ずご覧ください。

● **日本国内のみ** が表示されているオプションの補償については、日本国外における事故等は補償の対象となりません。

保険金お支払例



基本補償

<ご本人>

傷害死亡・後遺障害保険金額…… 2,000万円
 傷害入院保険金日額…………… 8,000円
 傷害通院保険金日額…………… 4,000円

<配偶者>

傷害死亡・後遺障害保険金額…… 1,000万円
 傷害入院保険金日額…………… 6,000円
 傷害通院保険金日額…………… 3,000円

オプションの補償

受託品賠償責任保険金額…………… 10万円
 をご契約の場合

ご夫婦2人で車にはねられ、共に肋骨を骨折。その際、友人から借りたデジ
 カメを破損した。

●肋骨の骨折でご夫婦共に入院20日・通院30日。カメラの修理代金80,000円の場合

<ご本人>

傷害入院保険金…………… 8,000円×20日 = 160,000円
 傷害通院保険金…………… 4,000円×30日 = 120,000円

<配偶者>

傷害入院保険金…………… 6,000円×20日 = 120,000円
 傷害通院保険金…………… 3,000円×30日 = 90,000円

受託品賠償責任保険金…… 80,000円-免責金額5,000円 = 75,000円

合計 565,000円

のお支払い

(注) 受託品賠償責任保険金をお支払いした場合、その損害賠償請求権等の債権は当社に移転します。

保険料

●ご家族向けプランの被保険者の範囲はP13「1.(4)被保険者の範囲」をご覧ください。

●保険料は被保険者ご本人のご職業(職種級別)によって異なります。詳細はP13「1.(2)被保険者としてご加入いただける方」をご覧ください。

●配偶者を除いた「本人・親族型」もご用意しております。

また、下記の保険金額以外でのご契約もできます。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

		家族型		夫婦型		
本人	傷害死亡・後遺障害保険金額	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	
	傷害入院保険金日額	8,000円	6,000円	8,000円	6,000円	
	傷害通院保険金日額	4,000円	3,000円	4,000円	3,000円	
配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	500万円	1,000万円	500万円	
	傷害入院保険金日額	6,000円	4,000円	6,000円	4,000円	
	傷害通院保険金日額	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円	
親族 1名あたり	傷害死亡・後遺障害保険金額	500万円	300万円	—	—	
	傷害入院保険金日額	4,000円	2,000円	—	—	
	傷害通院保険金日額	2,000円	1,000円	—	—	
職種級別A	基本補償	一時払保険料	89,610円	52,460円	60,710円	37,030円
		月払保険料(口座振替のみ)	7,840円	4,580円	5,310円	3,240円
	基本補償 + 天災危険補償特約付	一時払保険料	99,880円	58,130円	68,390円	41,230円
		月払保険料(口座振替のみ)	8,740円	5,070円	5,990円	3,610円
基本補償 + 交通事故危険のみ補償タイプ	一時払保険料	31,380円	18,380円	24,490円	14,570円	
	月払保険料(口座振替のみ)	2,760円	1,610円	2,150円	1,280円	
職種級別B	基本補償	一時払保険料	103,930円	61,200円	75,030円	45,770円
		月払保険料(口座振替のみ)	9,100円	5,350円	6,570円	4,010円
	基本補償 + 天災危険補償特約付	一時払保険料	114,200円	66,870円	82,710円	49,970円
		月払保険料(口座振替のみ)	10,000円	5,840円	7,250円	4,380円
基本補償 + 交通事故危険のみ補償タイプ	一時払保険料	31,380円	18,380円	24,490円	14,570円	
	月払保険料(口座振替のみ)	2,760円	1,610円	2,150円	1,280円	

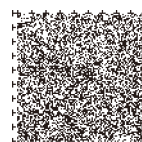
	日常生活 賠償	携行品 (免責金額 (1事故につき:3,000円))	救援者費用等	受託品賠償責任 (免責金額 (1事故につき:5,000円))	ホールインワン・ アルバイトロス費用 (本人のみ補償)*
保険金額	1億円	10万円	300万円	10万円	30万円
一時払保険料	920円	家族型1,680円 夫婦型1,310円	家族型700円 夫婦型370円	1,470円	3,840円
月払保険料(口座振替のみ)	80円	家族型150円 夫婦型110円	家族型60円 夫婦型30円	130円	340円

*被保険者の範囲の変更をご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。



ご注意

- 被保険者ご本人のご年齢によりお引き受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
 - 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」*と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
 - ①始期日時時点で被保険者ご本人が満15才未満の場合
 - ②保険契約者と被保険者ご本人(満15才以上)が異なる場合で、その被保険者の同意(署名)が当社所定の書面にないとき
 - ご本人以外の方(本人の配偶者および親族)についてご契約いただける傷害死亡・傷害後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」*と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となります。
 - 「同種の危険を補償する他の保険契約等」*がある場合は、保険申込書の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。
- *「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等を含みます。



chapter 3-3 女性向けプラン

お顔のケガを手厚く補償。 選べるオプションで補償充実。



基本補償

ご家庭や職場、通勤中やレジャー中の事故でケガをして…



死亡されたとき→傷害死亡保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に被保険者の方が死亡された場合を補償します。



入院されたとき→傷害入院保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため継続して2日以上病院・診療所に入院された場合を補償します。



通院されたとき→傷害通院保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に通院された場合を補償します。



後遺障害が残ったとき→傷害後遺障害保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に被保険者の方に後遺障害が生じた場合を補償します。



手術を受けたとき→傷害手術保険金

入院保険金をお支払いする場合で、事故の発生日からその日を含めて180日以内にその治療のために所定の手術を受けられた場合を補償します。



女性プランには、「顔面傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約」がセットされています。顔面・頭部または頸(けい)部のケガで、外科手術または歯科手術を受けられた場合、傷害入院保険金および傷害通院保険金は2倍の額をお支払いします。

オプションの補償

自由にお選びいただけます。



交通事故危険増額支払(倍数方式)特約*1*2

交通事故、建物・乗り物の火災事故等によるケガについて、傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金・傷害入院保険金・傷害手術保険金・傷害通院保険金の2倍の額をお支払いします。



第三者の加害行為による保険金2倍支払特約*1*3

第三者からの故意による加害行為やひき逃げ事故でケガをされた場合は、傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金・傷害入院保険金・傷害手術保険金・傷害通院保険金は2倍の額をお支払いします。



携行品特約(新価保険特約(携行品特約用)付)

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品*に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
*携行品とは被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。



受託品賠償責任補償特約

他人から預かった財物を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊・紛失・盗難が生じ、法律上の損害賠償責任を負われた場合の損害賠償金をお支払いします。
*受託品とは被保険者が日本国内において、他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財物をいいます。



ホームヘルパー費用補償特約

ご家庭内で炊事、掃除、洗濯などの家事を主として行われている方がご加入できる特約です。偶然な事故により入院し、ホームヘルパーを雇い入れられたとき、入院期間中のホームヘルパー雇い入れ費用を補償します。



天災危険補償特約

地震、噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金・傷害入院保険金・傷害手術保険金・傷害通院保険金をお支払いします。



日常生活賠償特約(示談交渉サービス付*)

日本国内において他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりした場合で、法律上の損害賠償責任を負われた場合の損害賠償金や訴訟費用等をお支払いします。

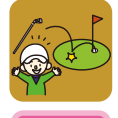


*示談交渉サービスについては、P22をご参照ください。
(注)補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでお選びください。



救援者費用等補償特約

航空機・船舶が遭難・行方不明の場合や、旅行中のケガにより死亡または続けて14日以上入院した場合に、補償の対象者が負担した遭難救助費用、移送費用、交通費、宿泊料等をお支払いします。



ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約(B)

日本国内において同伴競技者や第三者が目撃したホールインワンまたはアルバイトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。



(注)補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでお選びください。

*1「交通事故危険増額支払(倍数方式)特約」と「第三者の加害行為による保険金2倍支払特約」は、同時に追加できません。(どちらか一方の選択となります。)
*2「交通事故危険増額支払(倍数方式)特約」の「保険金をお支払いする場合」と、「顔面傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約」の「保険金をお支払いする場合」双方に該当した場合は、傷害入院保険金、傷害通院保険金については、保険金の3倍の額をお支払いします(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害手術保険金は、保険金の2倍の額をお支払いします。)。あわせて保険金の4倍の額とはなりません。
*3「第三者の加害行為による保険金2倍支払特約」の「保険金をお支払いする場合」と、「顔面傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約」の「保険金をお支払いする場合」双方に該当した場合は、傷害入院保険金、傷害通院保険金については、保険金の3倍の額をお支払いします(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害手術保険金は、保険金の2倍の額をお支払いします。)。あわせて保険金の4倍の額とはなりません。

ご注意

- P14～19の「保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合」を必ずご覧ください。
- 「日本国内のみ」が表示されているオプションの補償については、日本国外における事故等は補償の対象となりません。

保険金お支払例



基本補償

傷害死亡・後遺障害保険金額…… **2,000万円**
 傷害入院保険金日額…………… **6,000円**
 傷害通院保険金日額…………… **3,000円**

オプションの補償

携行品保険金額…………… **10万円**
 をご契約の場合

階段から転落し、頭蓋骨骨折。倒れた際に、カメラを破損した。

●頭蓋骨骨折で入院25日間・頭蓋骨観血手術（20倍）・通院20日。
 カメラの修理代金70,000円の場合

傷害入院保険金 …	6,000円 × 2倍 × 25日	= 300,000円
傷害手術保険金 …	6,000円 × 20倍	= 120,000円
傷害通院保険金 …	3,000円 × 2倍 × 20日	= 120,000円
携行品保険金 ……	70,000円 - 免責金額3,000円	= 67,000円
合計		607,000円 のお支払い

保険料

- 保険料は被保険者のご職業（職種級別）によって異なります。詳細はP13「1.(2)被保険者としてご加入いただける方」をご覧ください。
- 下記以外のご契約もできます。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

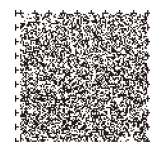
傷害死亡・後遺障害保険金額		2,000万円	1,000万円	500万円	
傷害入院保険金日額		6,000円	4,000円	2,000円	
傷害通院保険金日額		3,000円	2,000円	1,000円	
職種級別A	基本補償	一時払保険料	36,160円	20,340円	10,170円
		月払保険料(口座振替のみ)	3,170円	1,780円	880円
	基本補償 + 天災危険補償特約付	一時払保険料	40,880円	22,820円	11,410円
		月払保険料(口座振替のみ)	3,580円	2,000円	990円
	基本補償 + 交通事故危険増額支払(倍数方式)特約付	一時払保険料	52,150円	29,200円	14,600円
		月払保険料(口座振替のみ)	4,560円	2,550円	1,280円
職種級別B	基本補償 + 第三者の加害行為による 保険金2倍支払特約付	一時払保険料	37,080円	20,820円	10,410円
		月払保険料(口座振替のみ)	3,250円	1,820円	910円
	基本補償	一時払保険料	48,930円	27,520円	13,760円
		月払保険料(口座振替のみ)	4,280円	2,410円	1,200円
	基本補償 + 天災危険補償特約付	一時払保険料	53,650円	30,000円	15,000円
		月払保険料(口座振替のみ)	4,690円	2,630円	1,310円
職種級別B	基本補償 + 交通事故危険増額支払(倍数方式)特約付	一時払保険料	64,920円	36,380円	18,190円
		月払保険料(口座振替のみ)	5,680円	3,180円	1,600円
	基本補償	一時払保険料	49,850円	28,000円	14,000円
		月払保険料(口座振替のみ)	4,370円	2,450円	1,230円

	日常生活 賠償	携行品 (免責金額 1事故につき:3,000円)	救援者費用等	受託品賠償責任 (免責金額 1事故につき:5,000円)	ホールインワン・ アルバイトロス費用	ホームヘルパー費用 (免責金額 1事故につき:5,000円)
保険金額	1億円	10万円	300万円	10万円	30万円	1万円
一時払保険料	920円	1,090円	190円	1,470円	3,840円	1,340円
月払保険料 (口座振替のみ)	80円	100円	20円	130円	340円	120円



ご注意

- 被保険者のご年齢によりお引き受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
 - 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡・後遺障害保険金額(交通事故危険増額支払(倍数方式)特約または第三者の加害行為による保険金2倍支払特約をセットした場合は、増額後の傷害死亡・後遺障害保険金額)は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」*と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
 - ①始期日時時点で被保険者が満15才未満の場合
 - ②保険契約者と被保険者(満15才以上)が異なる場合で、その被保険者の同意(署名)が当社所定の書面にないとき
 - 「同種の危険を補償する他の保険契約等」*がある場合は、保険申込書の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。
- *「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。



chapter 3-4 お子さま向けプラン

お子さまのケガや扶養者が 万一の場合の育英費用を補償。



基本補償

お子さまがご家庭や通学中、 レジャー中の事故でケガをして…



死亡されたとき→傷害死亡保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に被保険者の方が死亡された場合を補償します。



入院されたとき→傷害入院保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため継続して2日以上病院・診療所に入院された場合を補償します。



通院されたとき→傷害通院保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に通院された場合を補償します。



後遺障害が残ったとき→傷害後遺障害保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に被保険者の方に後遺障害が生じた場合を補償します。



手術を受けたとき→傷害手術保険金

入院保険金をお支払いする場合で、事故の発生日からその日を含めて180日以内にその治療のために所定の手術を受けられた場合を補償します。



育英費用補償特約

扶養者の方が、ケガにより死亡されたり、これに準ずる重度の後遺障害になられた場合に、お子さま(被保険者)の育英費用を補償します。

(注)補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでお選びください。

オプションの補償

自由にお選びいただけます。



×2

交通事故危険増額支払(倍数方式)特約

交通事故、建物・乗り物の火災事故等によるケガについて、傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金・傷害入院保険金・傷害手術保険金・傷害通院保険金の2倍の額をお支払いします。



日常生活賠償特約(示談交渉サービス付*)

(被保険者の範囲に関する特約(日常生活賠償特約用)付)
日本国内において他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりした場合で、法律上の損害賠償責任を負われた場合の損害賠償金や訴訟費用等をお支払いします。

*示談交渉サービスについては、P22をご参照ください。
(注)補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでお選びください。

日本国内のみ



救援者費用等補償特約

航空機・船舶が遭難・行方不明の場合や、旅行中のケガにより死亡または続けて14日以上入院した場合に、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族が負担した遭難救助費用、移送費用、交通費、宿泊料等をお支払いします。



天災危険補償特約

地震、噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金・傷害入院保険金・傷害手術保険金・傷害通院保険金・育英費用保険金をお支払いします。



携行品特約(新価保険特約(携行品特約用)付)

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品*に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

*携行品とは被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。



受託品賠償責任補償特約

(被保険者の範囲に関する特約(受託品賠償責任補償特約用)付)

他人から預かった財物を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊・紛失・盗難が生じ、法律上の損害賠償責任を負われた場合の損害賠償金をお支払いします。

*受託品とは被保険者が日本国内において、他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財物をいいます。

ご注意 ●P14～19の「保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合」を必ずご覧ください。

● **日本国内のみ** が表示されているオプションの補償については、日本国外における事故等は補償の対象となりません。

保険金お支払例



基本補償

傷害死亡・後遺障害保険金額	1,000万円
傷害入院保険金日額	4,000円
傷害通院保険金日額	2,000円
育英費用保険金額	1,000万円

をご契約の場合

お子さまが扶養者と2人で外出。車にはねられ、扶養者は重度後遺障害となり、お子さまは肋骨を骨折した。

●肋骨の骨折で入院20日間・通院30日の場合

傷害入院保険金	4,000円×20日	= 80,000円
傷害通院保険金	2,000円×30日	= 60,000円
育英費用保険金	1,000万円	

合計 **1,014万円**
のお支払い

保険料

- 保険料は被保険者のご職業（職種級別）によって異なります。詳細はP13「1. (2) 被保険者としてご加入いただける方」をご覧ください。
- 下記以外でのご契約もできます。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

傷害死亡・後遺障害保険金額		1,000万円	500万円
傷害入院保険金日額		4,000円	2,000円
傷害通院保険金日額		2,000円	1,000円
育英費用保険金額		1,000万円	500万円
職種級別A	基本補償	一時払保険料	26,640円
		月払保険料(口座振替のみ)	2,330円
	天災危険補償特約付	一時払保険料	30,120円
		月払保険料(口座振替のみ)	2,640円
基本補償	一時払保険料	35,500円	
	月払保険料(口座振替のみ)	3,110円	
職種級別B	基本補償	一時払保険料	33,800円
		月払保険料(口座振替のみ)	2,960円
	天災危険補償特約付	一時払保険料	37,280円
		月払保険料(口座振替のみ)	3,270円
基本補償	一時払保険料	42,660円	
	月払保険料(口座振替のみ)	3,740円	

	日常生活 賠償	携行品 (免責金額 1事故につき:3,000円)	救護者費用等	受託品賠償責任 (免責金額 1事故につき:5,000円)
保険金額	1億円	10万円	300万円	10万円
一時払保険料	920円	1,090円	190円	1,470円
月払保険料(口座振替のみ)	80円	100円	20円	130円

！ ご注意

- 被保険者（補償の対象者）は、保険期間の末日において満23才未満の方または、次の学校の学生・生徒の方でかつ扶養者がいらっしやる方となります。（入学手続きを終えた方を含みます。）

- 大学 ●大学院 ●短期大学 ●高等学校 ●高等専門学校 ●特別支援学校の高等部 ●専修学校・各種学校（ただし、義務教育を修了した方に限ります。）

詳細はP13「1. (2) 被保険者としてご加入いただける方」をご覧ください。

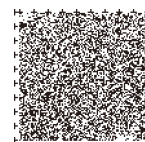
- 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡・傷害後遺障害保険金額（交通事故危険増額支払(倍数方式)特約をセットした場合は、増額後の傷害死亡・後遺障害保険金額）は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」*と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。

①始期日時点で被保険者が満15才未満の場合

②保険契約者と被保険者（満15才以上）が異なる場合で、その被保険者の同意（署名）が当社所定の書面がないとき

- 「同種の危険を補償する他の保険契約等」*がある場合は、保険申込書の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。

*「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。



GK ケガの保険のあらまし

1. 商品のあらまし

(1) 商品のあらまし

- この保険は、被保険者が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いする傷害補償に加え、オプションとなる特約を追加することにより携行品損害、日常生活上の賠償事故など日常生活でのさまざまな事故を補償することを可能とした商品です。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類によって商品をお選びいただくことができます。「病気」は保険金お支払いの対象とはなりません。
- この保険契約の最低保険料は1,000円です。

(2) 被保険者としてご加入いただける方

個人向けプラン

ご家族向けプラン

職種級別AまたはBに該当し、かつ満70才未満の方

女性向けプラン

職種級別AまたはBに該当し、かつ満70才未満の女性の方

お子さま向けプラン

職種級別AまたはBに該当し、かつ次のいずれかに該当する方

- 保険期間の末日において満23才未満 かつ扶養者がいらっしゃる方
- 学校教育法に定める次の学校に在籍する方および入学手続きを終えた方^(注) かつ扶養者がいらっしゃる方

①大学 ②大学院 ③短期大学 ④高等学校 ⑤高等専門学校 ⑥特別支援学校の高等部 ⑦専修学校(専門課程、高等課程、一般課程) ⑧各種学校

ただし、⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限ります。

(注)1. 各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校などの各種大学に在籍する学生・生徒は対象とはなりません。

2. 「入学手続きを終えた方」とは、入学に必要な書類をその学校に提出のうえ、入学費およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続きを終了した方をいいます。

職種級別表(下欄に記載のないご職業の方は、取扱代理店または当社にお問い合わせください。)

職種級別 A	職種級別 B
事務系会社員、小・中学校の教員、医師、弁護士、公認会計士、税理士、理容師、調理人、販売員など「職種級別 B」および下記「特別危険な職業」欄記載の職業以外の方	農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、木・竹・草・つるの製品製造作業、自動車運転者、建設作業

特別危険な職業(ご契約の引受範囲外)

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3) 扶養者として指定できる方(お子さま向けプランのみ)

原則として被保険者の親権者(被保険者が成年に達している場合はこの限りではありません。)で、かつ、被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して被保険者の生計を主に支えている方とします。

(4) 被保険者の範囲

〈傷害保険のみ補償 特約付傷害疾病保険〉	家族型の種類	セットされる特約	被保険者の範囲			保険金が支払われる事故	
			本人 ^(注1)	配偶者	親族 ^(注2)	交通事故、 建物・交通 乗用具の火災	左記以外の 事故
個人向けプラン	—	—	○	—	—	○	○
交通事故危険のみ補償タイプ	—	交通事故危険のみ補償特約	○	—	—	○	×
ご家族向けプラン	家族型(家族型への変更に関する特約セット)	—	○	○	○	○	○
	夫婦型(夫婦型への変更に関する特約セット)		○	○	—		
交通事故危険のみ補償タイプ	本人・親族型(本人・親族型への変更に関する特約セット)	交通事故危険のみ補償特約	○	—	○	○	×
	家族型(家族型への変更に関する特約セット)		○	○	○		
	夫婦型(夫婦型への変更に関する特約セット)		○	○	—		
	本人・親族型(本人・親族型への変更に関する特約セット)		○	—	○		
女性向けプラン	—	顔面傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約	○	—	—	○	○
お子さま向けプラン	—	育英費用補償特約	○	—	—	○	○

(注1) 保険申込書の「被保険者」欄記載の方(ご家族向けプランでは記名被保険者)をいいます。

(注2) ご家族向けプランの家族型においては、本人またはその配偶者^{*1}と生計を共にする同居の親族(本人の6親等内の血族および3親等内の姻族)・別居の未婚^{*2}の子をいいます。本人・親族型においては、本人と生計を共にする同居の親族(本人の6親等内の血族および3親等内の姻族)・別居の未婚の子をいいます。

※1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

※2 「未婚」とは、保険金支払事由発生時までに婚姻歴がないことをいいます。






●オプション補償の日常生活賠償特約および受託品賠償責任補償特約については、ご家族向けプラン以外の場合でも、本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族(本人の6親等内の血族および3親等内の姻族)・別居の未婚の子をいいます。

●上記の家族構成は保険金支払事由発生時のものをいいます。




2. 保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合

- ・【保険金欄の説明】「保険金」欄に **日本国内のみ** と表示のある場合は、日本国外における事故等は補償の対象となりません。
- ・※印の用語につきましては、P18「※印の用語のご説明」をご覧ください。

(1) 基本補償




	保険金	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償(すべてのプラン共通)	 傷害死亡保険金	事故によるケガ※のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ③ 自動車等※の無資格運転、酒酔い運転※または麻薬等を使用したの運転中のケガ ④ 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ⑤ 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ⑥ 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ⑦ 戦争・暴動等によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ⑧ 地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ⑨ 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ⑩ 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※・腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見※のないもの ⑪ 乗用具※によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。の)ケガ ⑫ 下記【補償対象外となる運動】を行っている間のケガ ⑬ 下記【補償対象外となる職業】に従事中のケガ など 【補償対象外となる運動】 山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動 (注1) 山岳登山 ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。) (注2) 航空機 グライダーおよび飛行船を除きます。 (注3) 操縦 職務として操縦する場合を除きます。 (注4) 超軽量動力機 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。 あらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただいた場合は、補償の対象となります。(ご家族向けプランを除きます。) 【補償対象外となる職業】 オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
	 傷害後遺障害保険金	事故によるケガ※のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%~3%をお支払いします。被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	 傷害入院保険金	事故によるケガ※のため、継続して2日以上入院※(入院に準ずる状態※を含みます。)*され、平常の生活またはお仕事ができない場合	【傷害入院保険金日額※】×【入院日数または入院に準ずる状態※の日数】をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院※がお支払いの限度となります。事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、傷害入院保険金をお支払いしません。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 1泊2日以上以上の入院がお支払いの対象となります。	
	 傷害手術保険金	傷害入院保険金をお支払いする場合で、そのケガ※の治療※のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術※を受けられたとき	【傷害入院保険金日額※】×【手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍、20倍、40倍)】をお支払いします。 (注) 1回の事故につき、1回の手術に限ります。また、1回の事故につき2種類以上の手術を受けた場合はそのうち最も高い倍率となります。	
	 傷害通院保険金	事故によるケガ※のため、平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院※された場合 (注) 通院されない場合で骨折等のケガを被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の生活またはお仕事に著しい支障が生じたときは、その日数について通院したものみなします。	【傷害通院保険金日額※】×【通院の日数】をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院※で、90日がお支払いの限度となります。 (注2) 平常の生活またはお仕事に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

(注) 同一の日について支払われるべき傷害入院保険金、傷害通院保険金がある場合は、支払われるべきそれぞれの保険金日額を比較し、そのうち最も高い額の保険金をその日について支払うべき保険金とします。(同一の日について、傷害入院保険金、傷害通院保険金の保険金を重ねてお支払いできません。)

	特約・保険金	特約の説明
(女性向けプラン) 基本補償	顔面傷害による 傷害入院保険金 および 傷害通院保険金 2倍支払特約 傷害入院保険金 傷害通院保険金  ×2	傷害入院保険金もしくは傷害通院保険金をお支払いするケースにおいて、顔面・頭部または顎(けい)部のケガで、その部分について切開・縫合・補てつ ^(注1) などの外科手術または歯科手術を受けられた場合、傷害入院保険金および傷害通院保険金は保険金日額の2倍の額をお支払いする特約です。 (注1)「補てつ」とは、冠、さし歯、入れ歯などの歯科手術をいいます。 (注2)「顔面傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約」と「交通事故危険増額支払(倍数方式)特約」の「保険金をお支払いする場合」双方に該当した場合は、傷害入院保険金、傷害通院保険金については、保険金の3倍の額をお支払いします(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害手術保険金は、保険金の2倍の額をお支払いします)。あわせて保険金の4倍の額とはなりません。 (注3)「顔面傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約」と「第三者の加害行為による保険金2倍支払特約」の「保険金をお支払いする場合」双方に該当した場合は、傷害入院保険金、傷害通院保険金については、保険金の3倍の額をお支払いします(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害手術保険金は、保険金の2倍の額をお支払いします)。あわせて保険金の4倍の額とはなりません。
(お子さま向けプラン) 基本補償	育英費用補償特約 育英費用保険金 	扶養者の方が事故によるケガのため事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害 [*] の状態になられた場合、育英費用保険金額の全額をお支払いする特約です。 [保険金をお支払いしない主な場合] <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者や被保険者、扶養者の方または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ● 扶養者の方のケガがP14「基本補償(すべてのプラン共通)」の「保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金をいいます。)」をお支払いしない主な場合^{②～⑨}に該当する場合 ● 扶養者の方が保険金をお支払いする場合に該当したときに、被保険者を扶養されていない場合 など
(交通事故危険のみ補償タイプ) 基本補償	交通事故危険のみ 補償特約 傷害死亡保険金 傷害後遺障害保険金 傷害入院保険金 傷害手術保険金 傷害通院保険金 	本特約により、左記の保険金については、「交通事故、建物・乗り物の火災による事故等によるケガ [*] 」が保険金をお支払いの対象となります。 [保険金をお支払いしない主な場合] P14「基本補償(すべてのプラン共通)」の「保険金をお支払いしない場合」 ^{①～⑩} に加えて、以下の場合に保険金をお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ● 交通乗用具[*]によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)のケガ ● 職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備、清掃作業中のケガ ● 職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ● グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに乗っている間のケガ ● 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など

● 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。

(2) オプション補償

追加できる プラン	特約	特約の説明
個人向け ご家族向け 女性向け お子さま向け	天災危険 補償特約 	P14「基本補償(すべてのプラン共通)」の保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金)、および、上記「お子さま向けプラン」の育英費用保険金 ^(注) は、地震、噴火またはこれらを原因とする津波による事故の場合も保険金をお支払いします。 (注)「お子さま向けプラン」に天災危険補償特約をオプション追加した場合に自動的にセットされる「天災危険補償特約(育英費用補償特約用)」により補償されます。
女性向け お子さま向け	交通事故危険 増額支払 (倍数方式) 特約  ×2	「交通事故、建物・乗り物の火災による事故等によるケガ [*] 」の場合に、P14「基本補償(すべてのプラン共通)」の保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金)を2倍にしてお支払いします。 (注)「交通事故危険増額支払(倍数方式)特約」と「顔面傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約」の「保険金をお支払いする場合」双方に該当した場合は、傷害入院保険金、傷害通院保険金については、保険金の3倍の額をお支払いします(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害手術保険金は、保険金の2倍の額をお支払いします)。あわせて保険金の4倍の額とはなりません。
女性向け	第三者の 加害行為による 保険金2倍 支払特約 	第三者からの故意による加害行為 ^(注1) やひき逃げ事故 ^(注2) でケガをされた場合、P14「基本補償(すべてのプラン共通)」の保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金)を2倍にしてお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「第三者の加害行為による保険金2倍支払特約」と「顔面傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約」の「保険金をお支払いする場合」双方に該当した場合は、傷害入院保険金、傷害通院保険金については、保険金の3倍の額をお支払いします(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害手術保険金は、保険金の2倍の額をお支払いします)。あわせて保険金の4倍の額とはなりません。 (注1)警察に届け出があった場合に限りです。 (注2)事故の発生日からその日を含めて60日経過後も加害者を特定できないひき逃げ事故に限りです。

(注)「交通事故危険増額支払(倍数方式)特約」と「第三者の加害行為による保険金2倍支払特約」は同時にオプション追加できません。

追加できるプラン	特約・保険金	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>個人向け ご家族向け 女性向け お子さま向け</p> <p>*お子さま向けプランには、被保険者の範囲に関する特約(日常生活賠償特約)が自動セットされます。</p>  <p>日本国内のみ</p>	<p>日常生活賠償特約</p> <p>日常生活賠償保険金</p>  <p>日本国内のみ</p>	<p>次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>①住宅(注)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>②被保険者の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故</p> <p>(注)「住宅」とは、本人の居住の用に供される建物をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。</p>	<p>損害賠償額および判決による遅延損害金について日常生活賠償保険金をお支払いします(注)。ただし、1回の事故につき、日常生活賠償保険金額がお支払いの限度となります。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。これらの費用についてはその全額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用 <p>(注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	<p>● 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害</p> <p>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</p> <p>● 戦争・暴動等による損害</p> <p>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故または放射能汚染による損害</p> <p>● 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打による損害賠償責任</p> <p>● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</p> <p>● 他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任</p> <p>● 被保険者と同居する親族(注1)に対する損害賠償責任</p> <p>● 自動車、オートバイ等の車両(注2)、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など</p> <p>(注1)「親族」とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>(注2)「車両」とは、原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。</p>
<p>個人向け ご家族向け 女性向け お子さま向け</p> 	<p>携行品特約</p> <p>*新価保険特約(携行品特約)が自動セットされます。</p> 	<p>盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品(注)に損害が生じた場合</p> <p>(注)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、リジャー用品等)をいいます。</p> <p>補償対象外となる主な「携行品」</p> <p>船舶(ヨット、ボートおよびカヌー等を含みます。)、航空機、自動車(自動二輪車を含みます。)、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン、パソコン、携帯電話、ポータブルナビ等の携帯式通信機器、およびこれらの付属品、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物および植物等の生物、株券、手形その他の有価証券(通貨および小切手を除きます。)、印紙、切手、預貯金証書(キャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等(宿泊券、定期券および回数券を含みます。)、プログラム・データ、運転免許証、パスポート、帳簿、設計書 など</p>	<p>被害物の損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>(注1)損害額は、再調達価額によって定められます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定められます。なお、被害物の損傷を修繕する場合においては、損害発生直前の状態に必要な修繕費をもって損害額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害額とします。</p> <p>(注2)損害額は、1個、1組または1対の保険の対象について10万円を限度とします。ただし、通貨または小切手については1回の事故につき5万円を限度とします。</p> <p>(注3)保険期間を通じ、携行品保険金額がお支払いの限度になります。</p> <p>(注4)「再調達価額」とは、携行品に損害が発生した時の、発生した場所における携行品と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。</p>	<p>● 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</p> <p>● 被保険者と生計を共にする親族*の故意による損害</p> <p>● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>● 自動車等*の無資格運転、酒酔い運転*または麻薬等を使用しての運転中の損害</p> <p>● 自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥の損害</p> <p>● 汚れ・キズ・塗料のはがれ等、機能に支障がない外觀上の損害</p> <p>● 電気的事故・機械的事故(故障等)</p> <p>● 保険の対象である液体の流出</p> <p>● 保険の対象の置き忘れまたは紛失</p> <p>● 地震・噴火またはこれらを原因とする津波による損害</p> <p>● 戦争・暴動等による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故または放射能汚染による損害</p> <p>● 「保険金をお支払いする場合」の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害 など</p>
<p>個人向け ご家族向け 女性向け お子さま向け</p> 	<p>救援者費用等補償特約</p> 	<p>救援対象者(注1)が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者(注2)が費用を負担された場合</p> <p>①搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難</p> <p>②事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等により確認された場合</p> <p>③外出中のケガがももて事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院された場合</p> <p>(注1)「救援対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。</p> <p>(注2)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族*をいいます。</p>	<p>被保険者(注1)が負担されたア～オの費用を、その費用の負担者にお支払いします。</p> <p>ア. 遭難した救援対象者(注2)の捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>イ. 救援者(注3)の現地(注4)までの1往復分の交通費(救援者2名分まで)</p> <p>ウ. 親族等の現地および現地までの行程での宿泊料(救援者2名分かつ1名につき14日分まで)</p> <p>エ. 救援対象者を現地から移送する費用</p> <p>オ. 諸雑費(渡航手続費および救援者等が現地において支出した交通費・通信費等をいいます。)。ただし、日本国外で左記に該当した場合は20万円限度、日本国内で左記に該当した場合は3万円限度となります。</p> <p>(注1)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族*をいいます。</p> <p>(注2)「救援対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。</p> <p>(注3)「救援者」とは、救援対象者の捜索等、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族*をいいます。「捜索等」とは、捜索、救助または移送をいいます。「救援対象者の親族」とは、これらの方の代理人を含みます。</p> <p>(注4)「現地」とは、事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。</p>	<p>以下により発生した費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者や救援対象者の故意または重大な過失 ● 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ● 自動車等*の無資格運転、酒酔い運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故 ● 脳疾患、疾病または心臓喪失 ● 妊娠・出産・早産または流産 ● 外科的手術その他の医療処置(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 地震・噴火またはこれらを原因とする津波 ● 戦争・暴動等(テロ行為による費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等 ● 原因がいかなる場合でも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見*のないもの ● 下記の「補償対象外となる運動」を行っている間の事故 など <p>【補償対象外となる運動】</p> <p>山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動</p> <p>(注1)山岳登山は、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)</p> <p>(注2)航空機、グライダーおよび飛行船を除きます。</p> <p>(注3)操縦、職務として操縦する場合を除きます。</p> <p>(注4)超軽量動力機、モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。</p>

(注)本保険のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご契約ください。

追加できる プラン	特約・保険金	保険金をお支払い する場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
個人向け ご家族向け 女性向け お子さま向け ＊お子さま向け プランには、 被保険者の 範囲に関する 特約(受託品 賠償責任補 償特約用)が 自動セットさ れます。	受託品 賠償責任補償 特約 受託品賠償 責任保険金 	受託品 ^(注1) を住宅 ^(注2) 内保管 中または一時的に住宅外で管 理している間に、破損 ^(注3) ・紛 失・盗難が生じ、受託品につい て正当な権利を有する方に対 して法律上の損害賠償責任 を負われた場合 (注1)「受託品」とは、被保険者が、 日本国内において、他人(レン タル業者を含みます。)から預 かった財産的価値を有する 有物をいいます。ただし、下 記の「補償対象外となる主な 「受託品」を除きます。 (注2)「住宅」とは、被保険者の居住 の用に供される住宅をいい、敷 地を含みます。 (注3)「破損」とは、滅失、破損または 汚損をいいます。ただし、滅 失には盗難、紛失または詐 取を含みません。	被保険者が被害受託品について正当 な権利を有する方に対して負担する賠 償額(被害受託品の時価額が限度とな ります。)および判決による遅延損害金 から免責金額(1回の事故につき5,000 円)を差し引いた額をお支払します。 また、実際に負担した次の費用をあ わせてお支払します。これらの費用に ついてはその全額をお支払します。 ・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用 (注1) 法律上の賠償責任の額から免責金額 を差し引いた額は、保険期間を通じ、 受託品賠償責任保険金額がお支払 いの限度となります。 (注2) 法律上の賠償責任の額等の決定に ついては、事前に当社の承認を必要 とします。 (注3) 示談交渉費用の一部および争訟費 用については、賠償責任の額が保険 金額を超える場合は保険金額の賠 償責任の額に対する割合によってお 支払します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者や被保険者の故意による損害 ● 自殺行為・犯罪行為または闘争行為による損害 ● 自動車等[※]の無資格運転、酒酔い運転[※]または麻薬等を使用して運転中の事故により生じた損害 ● 自然消耗、性質による蒸れ・腐敗・さび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ● 電気的事故・機械的故障(故障等) ● 被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 被保険者と同居の親族に対する損害賠償責任 ● 引き渡し後に発見された破損による損害賠償責任 ● 受託品を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ● 地震・噴火またはこれらによる津波による損害 ● 戦争・暴動等による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 受託品に生じた自然発火または自然爆発 ● 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪またはひょうによる破損 ● 日本国外で受託した財物の損害 ● 下記の補償対象外となる主な「受託品」の損害 など
補償対象外となる主な「受託品」 日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品、自動車(被牽引車を含みます。)、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、銃砲、刀剣、P14記載の「補償対象外となる運動」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する付属設備および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀、垣、物置、車庫その他の付属建物 など				

追加できる プラン	特約・保険金	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払い しない主な場合
個人向け ご家族向け 女性向け	ホールインワン・ アルバトロス 費用補償特約(B) ホールインワン・ アルバトロス費用 保険金  日本国内 のみ	日本国内において、被保険者が達成した、次の①および②の両方が目撃 ^(注1) したホールインワン ^(注2) またはアルバトロス ^(注3) について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払します。なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ・アマチュアゴルファーが、日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ・1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスです。 ①同伴競技者 ^(注4) ②同伴競技者以外の第三者 具体的には次の方をいいます。 同伴キャディ ^(注5) 、ゴルフ場 ^(注6) 使用人、ゴルフ場内の売店運業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー など ただし、次の(a)(b)に掲げる方の目撃は対象となりません。 (a)帯同者 ^(注7) (b)ゴルフコンペ ^(注8) の参加者 (注)原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記(a)および(b)の方を除く前記②の方の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払します。 達成証明資料 ^(注9) によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、前記①②の方の目撃は不要です。 (注1)「目撃」とは、①ホールインワンの場合：被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ったことをその場で確認することをいいます。②アルバトロスの場合：被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ったことをその場で確認することをいいます。 (注2)「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。 (注3)「アルバトロス」とは、ホールインワン以外で、各ホールの基準打数より3つ少ない打数でカップインすることをいいます。 (注4)「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。	次の費用のうち実際に支出した額をお支払します。 ・贈呈用記念品購入費用 ^(※1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカード ^(※2) は含まれません。 ・達成後に開催された祝賀会に要する費用 ・ゴルフ場に対する記念植樹費用 ^(※3) ・同伴キャディに対する祝儀 ^(※4) ・その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。(ただし、保険金額の10%が限度となります) (※1)「贈呈用記念品購入費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。 (※2)「プリペイドカード」には、被保険者がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特に作成したものは含まれません。 (※3)「ゴルフ場に対する記念植樹費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。 (※4)「同伴キャディに対する祝儀」とは、同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。 ・1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 ・ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(当社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額を限度として、それぞれの保険金額で按分してお支払します。	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴルフ場の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ● ゴルフ場に使用されている方^(注)が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ● 日本国外で行ったホールインワン・アルバトロス ● ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワン・アルバトロス(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約に加入できません。) など (注)「ゴルフ場に使用されている方」には、臨時雇いを含みます。

追加できる プラン	特約・保険金	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払い しない主な場合
		(注5)「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。 (注6)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。 (注7)「帯同者」とは、同伴キャディ以外の方で、被保険者、同伴競技者またはゴルフコンペ参加者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない方をいいます。 (注8)「ゴルフコンペ」とは、同一ゴルフ場で同一日に複数組でゴルフ競技を行うことを被保険者が他の方とあらかじめ約束して行うゴルフ競技をいい、公式競技を除きます。ゴルフ場への届出の有無を問いません。 (注9)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。	・保険金のご請求には、当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書の提出が必要となります。 「当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワン・アルバトロスの達成を目標した第三者 (c) ゴルフ場の支配人等(ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者) 公式競技で達成されたホールインワン・アルバトロスについては、前記(a)または(b)のいずれかの方の署名もしくは記名・押印は不要です。達成証明資料によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、前記(b)の署名または記名・押印は不要です。この場合、達成証明資料の提出が必要となります。	
女性向け	ホームヘルパー 費用補償特約 ホームヘルパー 費用保険金 	事故によるケガ [※] のため、傷害入院保険金 [※] が支払われる場合において、被保険者が行うべき家事を代行するためにホームヘルパー ^(注) を雇い入れた場合 (注)「ホームヘルパー」とは、炊事、掃除、洗濯等の世話を有償で行うことを職業とする者をいいます。入院対象者である被保険者となるのは、家庭内で炊事、掃除、洗濯などの家事を主として行っている方のみとなります。	傷害入院保険金をお支払いする期間中に被保険者が負担したホームヘルパー雇入費用から免責金額(1回の事故につき5,000円)を差し引いた額をお支払いします。 (注)1回の事故につき[支払限度基礎日額]×[ホームヘルパー雇入日数(傷害入院保険金をお支払いする日数または180日のいずれか短い日数を限度)]が限度となります。	・P14「基本補償(すべてのプラン共通)」の「保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金をいいます。)をお支払いしない場合」のケガによる損害 ・保険金支払事由発生時に被保険者が家事従事者(被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯などの家事を主として行っている方をいいます。)でなかった場合 など

※印の用語のご説明

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注1)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
 <急激かつ偶然な外来の事故(例)>
 ・スキー場で転倒し、骨折した。 ・料理中にヤケドをした。
 ・自宅の屋根を修理中に転落して打撲した。
- 「後遺障害」とは、治療[※]の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見[※]のないものを除きます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転することをいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「治療」とは、医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
- 「入院」とは、治療[※]が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に継続して2日以上入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「入院に準ずる状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀嚼[※]・言語機能を失っている場合など約款記載の状態に該当し、かつ、治療[※]を受けた状態をいいます。
- 「傷害入院保険金日額」とは、保険証券記載の傷害入院保険金日額をいいます。
- 「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術^(注2)で、かつ、普通保険約款に手術名が列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的な手術名は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 「通院」とは、治療[※]が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
- 「傷害通院保険金日額」とは、保険証券記載の傷害通院保険金日額をいいます。
- 「重度後遺障害」とは、生じた後遺障害[※]が普通保険約款別表3において100%の割合に認定された場合等をいいます。
- 「交通事故、建物・乗り物の火災による事故等によるケガ」とは、以下のとおりです。
 1. 運行中の交通乗用具[※]との衝突・接触等の交通事故によるケガ
 2. 運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によるケガ
 3. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(異常かつ危険な方法で搭乗中に生じたケガは対象になりません。)
 4. 乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ
 5. 道路通行中の次の事故によるケガ
 (1) 建造物・工作物などの倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
 (2) 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 (3) 火災または破裂・爆発
 (4) 工作用自動車との衝突・接触等または工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等(ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。)
 6. 建物または交通乗用具の火災によって被ったケガ
 ※ 上記1、2、5の場合には、事故の発生場所が「道路」であることが必要です。なお、「道路」には、道路に準ずべき場所(一般に開放された公園、空地、広場、神社寺院の境内、駐車場、校庭等)を含みます。ただし、立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所等は除きます。
- 「交通乗用具」とは、電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、交通事故危険のみ補償特約に定められたものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者(婚姻の届出を出していないが事実上婚姻関係と同様(内縁関係)の事情にある方を含みます。)、および3親等内の姻族をいいます。
 (注1) 中毒症状
 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
 (注2) 手術
 治療[※]を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。

(3) その他のセットできる特約

追加できる プラン・特約	特約	特約の説明
	保険料一般 分割払特約 (猶予期間延長用)	年額保険料を分割して払込むことができる特約です。第1回分割保険料は保険契約の締結と同時に払込みください。保険期間が始まった後でも、第1回分割保険料のお払込みがない場合は保険金をお支払いしません。第2回目以降の分割保険料については払込期日をお守りください。払込猶予期間(所定の保険料払込期日の属する月の翌々月末日)までに分割保険料の払込みがなかった場合には、その払込期日後に生じた事故によるケガまたは損害については保険金をお支払いしませんのでご注意ください。
	初回保険料 口座振替特約	初回保険料(年間保険料または第1回分割保険料)を口座振替でお支払いいただくことができます。セットするには一定の条件を満たすことが必要です。取扱代理店または当社にご確認ください。
	初回追加保険料 口座振替特約	追加保険料が生じる場合、追加保険料を口座振替により領収します。
	保険料クレジット カード払特約	当社の指定するクレジットカードにより保険料をお支払いいただくことができます。セットできる契約の条件については、取扱代理店または当社にご確認ください。
個人向け ご家族向け 女性向け おさま向け	自動継続特約	保険申込書に記載された継続年令まで、毎年、前年契約と同内容で自動的に継続されます。(継続年令は、満70才(おさま向けプランは、満22才)までの任意の年令をご指定いただけます。特にご指定がない場合には、満70才(おさま向けプランは、満22才)までとさせていただきます。)お客さまより継続内容の変更や継続の中止をご希望される場合には、ご契約の満期日の前月の10日までに取扱代理店または当社までご連絡ください。なお、保険料率の改定が実施された場合、継続契約の保険料が変更となります。改定日以降の継続契約から改定後の保険料率が適用されますのであらかじめご了承ください。 <ご注意> <ul style="list-style-type: none"> • 次のような場合には、継続を中止させていただくことがあります。 「傷害死亡保険金をお支払いした場合」、「著しく保険金の請求頻度が高いなど加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合」など • 当社より継続を中止させていただく場合には、ご契約満期日前月10日までにご連絡いたします。
	法人契約における 保険金の支払先 に関する特約 (傷害保険金用)	法人または個人事業主が保険契約者かつ死亡保険金受取人で、その役員、従業員等を被保険者とする保険契約の場合、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金についても、死亡保険金受取人に支払う特約です。
	訴訟の提起に に関する特約	訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、日本国外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する方である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。
おさま向け	被保険者の範囲に に関する特約 (日常生活賠償特約用)	日常生活賠償特約における被保険者を下記へ変更する特約です。 ①本人 ②本人の親権者およびその他の法定の監督義務者 ③本人の配偶者 ④本人もしくはその親権者または本人の配偶者と生計を共にする同居の親族(注1)・別居の未婚(注2)の子
おさま向け	被保険者の範囲に に関する特約 (受託品賠償責任 補償特約用)	受託品賠償責任補償特約における被保険者を下記へ変更する特約です。 ①本人 ②本人の親権者およびその他の法定の監督義務者 ③本人の配偶者 ④本人もしくはその親権者または本人の配偶者と生計を共にする同居の親族(注1)・別居の未婚(注2)の子
ご家族向け	家族型への変更に に関する特約	被保険者の範囲を「本人のみ」から下記へ変更する特約です。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人または本人の配偶者と生計を共にする同居の親族(注1)・別居の未婚(注2)の子
	夫婦型への変更に に関する特約	被保険者の範囲を「本人のみ」から下記へ変更する特約です。 ①本人 ②本人の配偶者
	本人・親族型へ の変更に に関する特約	被保険者の範囲を「本人のみ」から下記へ変更する特約です。 ①本人 ②本人と生計を共にする同居の親族(注1)・別居の未婚(注2)の子

(注1)「親族」とは、本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注2)「未婚」とは、保険金支払事由発生時までに婚姻歴がないことをいいます。

(4) すべてのプランにセットされる特約

傷害保険金のみ補償特約	病気に関する補償を保険金支払の対象外とし、ケガに関する補償のみを保険金支払の対象とする特約です。
条件付戦争危険等免責に に関する一部修正特約	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争・暴動等」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらと連帯するものがその主義・主張に関し行う暴力的行為をいいます。

特にご注意くださいこと

ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 告知義務-保険申込書の記載上の注意事項

特にご注意ください

- (1) 保険契約者、被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります)。
- (2) 保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。
この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。
「GK ケガの保険」のご契約では次の事項について十分ご注意ください。
 - 被保険者の「職業・職務」(交通事故危険のみ補償特約をセットする場合は除きます。)
 - 他の保険契約等に関する情報(同種の危険を補償する他の保険契約で、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。)

2. 上記以外の注意事項-保険申込書の記載上の注意事項

- (1) 同種の危険を補償する他の保険契約等*で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、保険申込書の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記載ください。
*「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。
- (2) 傷害死亡保険金は特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

3. 引受条件-保険金額の設定についてのご注意

- ご契約いただく保険金額については、次の①～③にご注意ください。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
- ① 保険金額は被保険者の方の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引き受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ② 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡・後遺障害保険金額は「同種の危険を補償する他の保険契約等」*1と通算して、被保険者1名につき、1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
 - ・始期日時時点で被保険者*2が満15才未満の場合
 - ・保険契約者と被保険者*2(満15才以上)が異なる場合で、その被保険者の同意(署名)が当社所定の書面にないとき
- ③ ご家族向けプランの場合、ご本人以外の方(本人の配偶者および親族)についてご契約いただける傷害死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」*1と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となります。
- *1 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。
- *2 ご家族向けプランの場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。

4. 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 通知義務等

特にご注意ください

ご契約後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください(交通事故危険のみ補償特約をセットする場合は除きます。)。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

また、下記①②のいずれかにおいて、「特別危険な職業(ご契約の引受範囲外)」(P13をご覧ください)に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、当社からご契約を解除します。

個人向けプラン ご家族向けプラン 女性向けプラン

お子さま向けプラン 共通

- ① 保険証券記載の職業・職務を変更した場合
- ② 新たに職業に就いた場合
- ③ 保険証券記載の職業をやめた場合

5. 補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。この場合、保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。

6. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険の保険期間は1年であることから、ご契約のお申込み後にご契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

7. 保険料領収証の発行

保険料を払込みいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。

(注) 保険料の払込方法が口座振替等の場合には発行されません。

8. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容(交通事故危険のみ補償特約をセットする場合は除きます。)等によって決定されます。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

9. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、12回に分けて払い込む分割払とがあります。分割払の場合には、保険料が割増となります。

<払込回数と割増率>

払込方式	口座振替方式	直接集金方式
払込回数	12回	12回
割増率	5%	10%

また、当社の指定するクレジットカードによる払込方式もありません。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

10. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

11. 個人情報の取扱いについて

保険申込書裏面の「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

12. その他ご注意くださいこと

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、(社)日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

2. その他の注意事項

特にご注意ください

- ご契約後、保険契約者の住所などを変更される場合も、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- お子さま向けプランをご契約されている場合で扶養の有無または扶養者が変更となるときも、遅滞なくご通知いただく必要があります。

3. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

(1) 保険料を分割して払込みいただく場合、第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払込みください。払込猶予期間（保険料払込期日の翌月末日*）までに分割保険料の払込みがない場合には、その保険料払込期日の翌日以後に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

*保険料の払込方法が口座振替で、かつ、「保険料一般分割払特約（猶予期間延長用）」をセットしたご契約の場合は、保険料が払い込まれなかったことについて故意および重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、この場合は保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いするが生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

(3) 初回保険料を口座振替でお支払いいただく場合、保険料は保険期間の開始する月の翌月に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。

<初回保険料の引落とし前に事故が発生した場合の取扱い>
原則として、取扱代理店または当社へ初回保険料を払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認させていただいた後、保険金をお支払いします。

4. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。
・解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。たとえば、保険期間が1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
・始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。特に、初回保険料口座振替特約と保険料一般分割払特約（猶予期間延長用）をあわせてセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。
・保険契約を解約される場合、払込みいただいた保険料が1,000円未満のときは、1,000円との差額を払込みいただく必要があります。ご契約を解約される場合には、取扱代理店または当社にお申出ください。



5. その他ご注意いただきたいこと

- ・お届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- ・次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - ◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合
 - ◎被保険者のご年齢が保険始期日時時点で満70才以上の場合

その他のご注意いただきたいこと

保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>（平成22年5月現在）

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

用語のご説明

用語	説明	用語	説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。	被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。	無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。	失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
保険金額	この保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。	告知義務	保険契約の締結に際し、当社が重要な事項として質問した事項にご回答いただく義務をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。	通知義務	保険契約の締結後に、当社が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご連絡いただく義務をいいます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
分割保険料	保険料を分割して払い込む場合の1回分の保険料をいいます。	危険	傷害、損失または損害等の発生の可能性をいいます。
保険料払込期日	保険証券・保険契約継続証記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。	配偶者	婚姻の届け出を出していないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。 ※ただし、代理請求人制度の配偶者には、内縁関係を含めません。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券・保険契約継続証記載の保険期間をいいます。	生計を共にする	主に、被保険者の収入により生活を維持している状態を指します。
始期日	保険期間の初日をいいます。	未婚	保険金支払事由発生時までに婚姻歴がないことをいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。		
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。		

万一の事故のときのお手続きについて

万一事故にあわれたら



事故にあわれた場合は、取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
事故受付センター

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

- 日常生活賠償特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に当社へご相談ください。
なお、あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 携行品特約・受託品賠償責任補償特約の対象となる盗難事故が発生した場合、遅滞なく警察に届け出てください。
- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、普通保険約款等に記載の書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社にお問い合わせください。
- 高度障害状態となり意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、当社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)をご覧ください。)、が、保険金を請求することができます。

詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者」または「上記②以外の3親等内の親族」

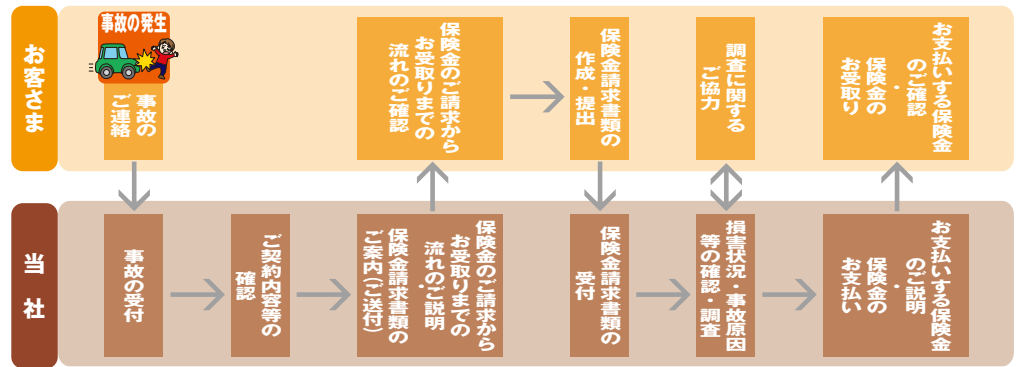
■当社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終えて保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金のご請求からお受けいただくまで

当社に事故のご連絡をいただいた後に、保険金をお受けいただくための手続(保険金請求手続)が必要となります。保険金をお受けいただくまでのおおまかな流れは次のとおりです。

万一の事故の際は、当社より改めてご説明いたしますので、詳しくは当社までお問い合わせください。



〈日常生活賠償特約をセットされた場合〉

賠償事故の示談交渉是三井住友海上におまかせください [示談交渉サービス]

被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引き受けします。この場合、当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

【ご注意ください】

次の場合には、当社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 被保険者が負担する損害賠償請求の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合



Q&A



Q | 契約年令に制限はありますか？

A | 被保険者の年令が保険始期日時点で満70才以上の場合は、GK ケガの保険には、ご契約いただけません。満70才以上の方を対象とした傷害保険「晴れやか世代」へのご契約をご検討ください。「晴れやか世代」の内容につきましては、取扱代理店へご照会ください。

Q | 病気で入院しましたが、保険金は支払われますか？

A | GK ケガの保険では、病気による死亡・後遺障害、入院、手術、通院に対して保険金は支払われません。

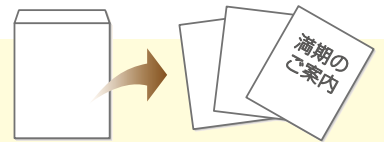
Q | 携行品特約では、どんなものでも補償の対象となるのでしょうか？

A | 携行品特約で補償の対象とならないものがあります。詳細はP16の保険金をお支払いする場合、お支払いしない主な場合に記載している補償対象外となる主な「携行品」をご覧ください。

ご契約が満期を迎えるとき

満期を迎えるときは、当社から保険契約者に満期のご案内をお送りします。

※ご契約内容によって満期のご案内や手続の方法などが異なります。



付帯サービスのご案内

生活サポートサービス

日常生活に役立つ
さまざまなサービスをご用意しております。

ご相談
無料

健康・医療関連

- 健康・医療相談
- 医療機関総合情報提供 等

介護関連

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談 等

暮らしの相談

- 暮らしのトラブル相談
- 暮らしの税務相談

情報提供・紹介サービス

- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供 等

当社ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

*サービス受付のご利用時間・電話番号は、ご契約後にお届けする普通保険約款の案内などをご覧ください。

*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

*本サービスは、当社提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お客さまWebサービス

インターネットを利用して、当社ホームページで
住所変更のご連絡を行っていただくことができます。

お客さま **Web** サービス

1 ご契約住所の変更手続

住所変更のお手続を
当社ホームページで
行っていただくことができます。

2 約款を確認 **Web約款**

約款をご覧いただくことができます。
※携帯電話からはご利用いただけません。



<http://www.ms-ins.com>

<http://msig.jp>

保険のできるエコ、はじめよう **Web約款** をおすすめします!

Web約款は、パソコンを利用して、当社ホームページでご覧いただける約款です。ご契約時に、冊子の約款に代えてWeb約款を選択いただいた場合、当社は再生可能エネルギーの普及を推進・支援する事業など、環境保護への取組みに寄付等を行います。

Web約款のご利用は、紙の使用を節減し環境負荷の少ないエネルギーを育てることになりますので、ぜひご利用ください。

当社は、再生可能エネルギーの普及などにより地球環境保護を目指す取組み「Green Power サポーター」を、お客さまとともにすすめています。

【再生可能エネルギーとは】自然界の中で繰り返される自然現象から取り出されるエネルギーの総称です。具体的には、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス(間伐材など生物資源)などから生み出される電気、温熱、燃料などで、CO₂の排出削減に役立ちます。

ご注意いただきたい事項

- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、「GK ケガの保険」(傷害保険のみ補償特約付傷害疾病保険)の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約等をご覧ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、保険申込書に被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載された事項を被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、保険申込書の「重要事項のご説明」をご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】

平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまで
ご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

(社)日本損害保険協会「そんがいほけん相談室」

保険会社との間で問題を解決できない場合には(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

0120-107-808 (無料)

【受付時間】 平日 9:00~18:00

※携帯電話・PHSからは03-3255-1306(有料)をご利用ください。

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8252 東京都中央区新川12-27-2

お客さまデスク 0120-632-277(無料)

受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

<http://www.ms-ins.com>

東海東京証券

〒460-6212 愛知県名古屋市中村区名駅4-7-1

営業企画部保険・ラップ推進グループ TEL:052-527-1123